

ハローワーク 通信

ハローワーク湯沢のイベント・情報などを紹介する広報紙です
『2025.冬号』

発行：〒012-0033 秋田県湯沢市清水町4-4-3
ハローワーク湯沢（電話0183-73-6117）

求人票提出は求人者マイページから、雇用保険は「e-Gov」または「GビスID」サイトから

ちゃんとチェック！

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ✓

秋田県 最低賃金

1,031

令和8年
3月31日から
時間額

前年比
UP
80円
円



最低賃金って、なに？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、賃金額を超過する場合においても、それは最高賃金額によって規制され、最低賃金額と同様の定めをしたものとなります。規制は賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、賃金（5万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と

「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての労働者に適用

すべての使用者が遵守



都道府県ごとに設定

内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金*

特定地域内の特定産業について定められています。

設定件数
224件

内容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和7年9月1日現在、全国で224の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技術習得中の人の、その他の当該に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細

特定最低賃金 検索

*地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

ちゃんとチェック！

秋田県最低賃金

すべての産業に適用されます

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

令和8年
3月31日
時間額

1,031円 UP
80円



ちゃんとチェック！秋田県の最低賃金

特定最低賃金 (25年10月改定日本標準産業分類)

最低賃金額 (時間額)

1,091円
7.12.25発効

適用する使用者

次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

適用除外労働者

この中に掲げる労働者は、上記の規定が適用になります

(1) 各産業共通

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として從事する者

(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・附属装置製造業

- (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)

(3) 純粹持株会社(管理する全ての会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。)

1,032円
8.3.31発効

1,060円
8.3.31発効

1,032円
8.3.31発効

非鉄金属製錠・精製業
(非鉄金属合金製造業を含む)

電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・附属装置製造業

自動車・自動車部品製造業

自動車(新車)、自動車部品・附屬品小売業

最低賃金未満の労働契約は無効です。

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精苦動手当、運動手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

詳しくは、秋田労働局賃金室又は労働基準監督署にお問い合わせください。

秋田労働局基準監督署 (TEL018-865-3671)
能代労働基準監督署 (TEL0185-52-6151)
大館労働基準監督署 (TEL0186-42-4033)
横手労働基準監督署 (TEL0182-32-3111)
大曲労働基準監督署 (TEL0187-63-5151)
本庄労働基準監督署 (TEL0184-22-4124)

秋田労働局労働基準部 賃金室 TEL 018-883-4266

秋田労働局ホームページ

URL https://jsite.mhlw.go.jp/akita-rooudoukyoku/



派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、
派遣先の最低賃金が保障されます！

① 派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元

X県
最低賃金額

1,100円
(時間額)

派遣先

Y県
最低賃金額

1,200円
(時間額)

派遣元

X県
最低賃金額

1,100円
(時間額)

派遣先

Z県 鉄鋼業
最低賃金額

1,150円
(時間額)

派遣先のY県最低賃金 (1,200円) が適用されます。

② 派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元

X県
最低賃金額

1,100円
(時間額)

派遣先

Z県 鉄鋼業
最低賃金額

1,150円
(時間額)

派遣先のZ県 鉄鋼業最低賃金 (1,150円) が適用されます。

*金額は令和7年9月1現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較しよう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給
円 ≒ 最低賃金額
円

B 日給の方

日給
円 ÷ 1日の平均所定労働時間
時間 = 時間給
円 ≒ 最低賃金額
円

C 月給の方

月給
円 ÷ 1か月の平均所定労働時間
時間 = 時間給
円 ≒ 最低賃金額
円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す

② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す

③ ①と②を合計した額 ≒ 最低賃金額(時間額)

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場の見えやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、

208,000円-8,000円=200,000円

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

200,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,250円>1,100円

であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)
175,000円
職務手当(月給)
25,000円
通勤手当(月給)
8,000円
合計
208,000円

1か月の平均所定労働時間
160時間
●●県 最低賃金額
1,100円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算する。
6,000円÷1日の平均所定労働時間(8時間)=750円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算する。
24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

③ 上記①②を合計すると、
750円+150円=900円<1,100円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)
120,000円
(=6,000円×20日)
職務手当(月給)
24,000円
通勤手当(月給)
8,000円
合計
152,000円

1日の平均所定労働時間
8時間
1か月の平均所定労働時間
160時間
▲▲県 最低賃金額
1,100円

ちゃんとチェック！秋田県の最低賃金

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金額に基づき賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

適用される対象者は？

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

確認の方法は？

確認したい賃金*を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

(1) 時間給の場合

時間給 ≒ 最低賃金額 (時間額)

(2) 日給の場合

日給 ÷ 1日平均所定労働時間 ≒ 最低賃金額 (時間額)

(3) 月給の場合

月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≒ 最低賃金額 (時間額)

(4) 左記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合には、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額 (時間額) と比較します。



* 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金(深夜割増賃金など)

⑥ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑦ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑧ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑨ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑩ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑪ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑫ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑬ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑭ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑮ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑯ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑰ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑱ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑲ 精苦動手当、運動手当および家族手当

⑳ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉑ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉒ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉓ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉔ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉕ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉖ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉗ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉘ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉙ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉚ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉛ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉜ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉝ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉞ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉟ 精苦動手当、運動手当および家族手当

㉟

【トピックス】

『若者サロン』を実施しました

ハローワーク湯沢では、採用後3年以内で概ね30歳未満の方を対象に、キャリアコンサルタントの講師による講演や同世代との交流を通じ、「仲間づくり」や「孤立感の解消」を図り、早期離職の防止と職場定着を目的とした「令和7年度 若手社員向け職場定着セミナー 若者サロン」を開催しました。

参加者からは、「大学などで地元を離れていく人がいる中で帰ってきた人たちでこのような交流ができるのは、不安な人たちにとってはとても大切な事だと感じた。」などの声が聞かれました。

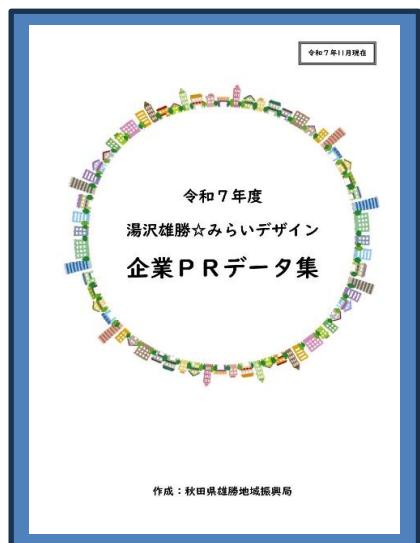
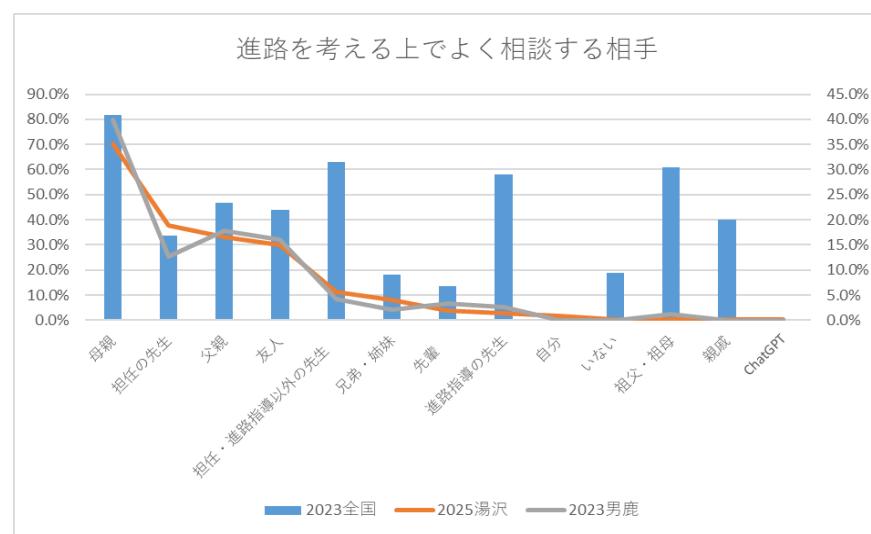


高校生の地元就職に向けアンケート調査を実施しました

進路に関する高校生と保護者に対し、よりよい進路選択へのサポートを探りたい・・・

湯沢雇用開発協会、ハローワーク湯沢は、市内4校の高校生2年生及びその保護者に対し進路選択に関する支援策を探るためアンケートを実施しました。詳細については別途報道発表を予定していますが、相談対象の1位が母親であり、生徒の要望の1位は体験談よりもインターネットでの情報を重視していることが分かりました。

ハローワーク湯沢と雄勝地域振興局は協力して湯沢・雄勝地域の高校2年生全員に「企業PRデータ集」を配付したほか、2月には企業博覧会を実施（予定）するなど地元就職に向けた取組を強化しています。



介護デイの取組について

ハローワーク湯沢では介護の日（介護デイ）の取組として、11/13に「介護のお仕事セミナープラス」を、11/21に「介護施設の職場見学会」を開催しました。

職場見学会では、求職者からの積極的な質問が飛び交う場面もあり、有意義な時間になったのではないかと思われます。

ハローワーク湯沢では引き続き介護業界の魅力を発信していきます!!

↓見学会の様子↓



有効中求人での応募は、紹介状の交付をお願いします

ハローワークに有効中求人がある場合は、直接応募があった場合でも選考前に出来るだけハローワークから紹介状の交付を受けての選考をお願いします。

紹介状の交付を受けないまま選考した場合は、助成金対象者であれば事業所に助成金が交付されないほか、雇用保険受給中の応募者であれば雇用保険の手当が支給されない可能性があります。

(選考後の紹介状の交付は出来ませんのでご注意下さい。)

詳細は秋田労働局のホームページをご確認ください。

URL = <https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/>

ハローワーク湯沢 雇用の動き(令和7年11月)

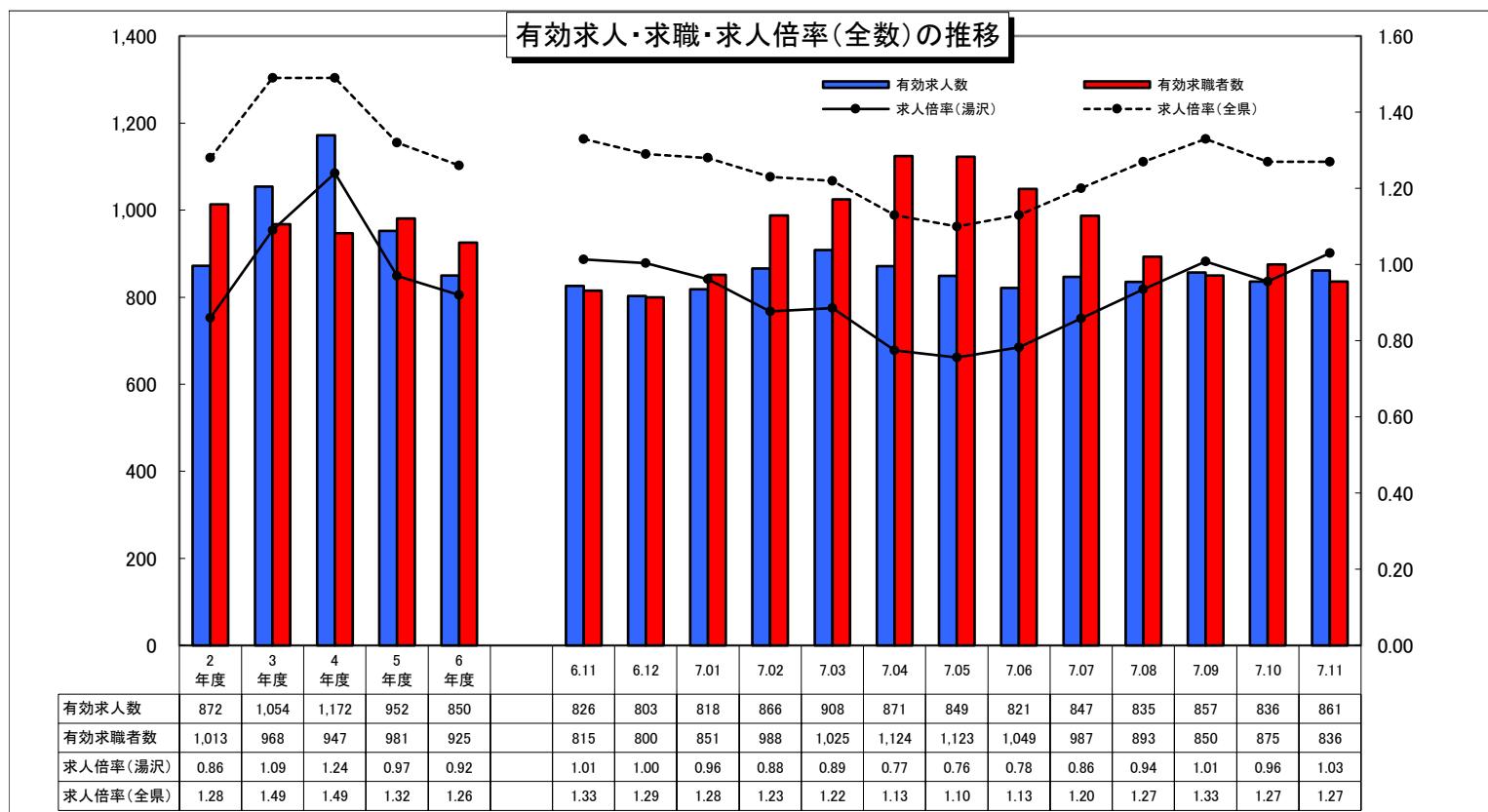
新規求人数（全数）は、対前年同月比で卸売小売業、公務・その他が増加し、建設業、製造業、運輸業が減少したものとの、同比3.5%（10人）の増加となった。

新規求職者数（全数）は、対前年同月比18.4%（38人）の減少となった。

月間有効求人倍率（全数）は、対前年同月比で新規求職者が18.4%減少し月間有効求職者は2.6%（21人）の増加となり、新規求人数が3.5%増加し月間有効求人数も4.2%（35人）増加したことから1.03倍（0.02P上昇）となり、対前年同月比6か月ぶりに上昇し2か月ぶりに1倍台となった。

対前年同月比で新規求人数は2か月ぶりに増加し、新規求職者数は2か月ぶりに減少となった。

今後も、中国経済の減速や物価高の影響による雇用情勢の推移を注視していく必要があるほか、最低賃金の上昇に伴う様々な産業への影響も懸念される



	求人数	求職者数	求人倍率
専門技術職	183	67	2.73
事務職	44	172	0.26
販売職	76	59	1.29
サービス職	148	103	1.44
生産工程職	111	141	0.79
輸送・機械運転職	66	26	2.54
建設・採掘職	101	20	5.05
運搬・清掃・包装等職	25	166	0.15

令和7年11月内容	求人(就業地) 賃金		求職者希望賃金
	上限	下限	
職業計	246,893	194,246	189,318
O1管理的職業	250,000	220,000	-
O2研究・技術	349,126	239,778	333,333
O3経営等の専門的職業	-	-	-
O4医療・看護・保健	271,838	223,521	166,667
O5保育・教育	-	-	-
O6事務の職業	206,969	169,305	180,690
O7販売・営業	241,518	186,573	202,000
O8福祉・介護	209,112	180,868	191,667
O9サービス	219,640	176,140	174,000
O10警備・保安	231,213	203,443	-
O11農林漁業	215,600	215,600	200,000
O12製造・修理・塗装・製図等	231,984	175,692	172,308
O13配送・輸送・機械運転	239,641	202,622	201,000
O14建設・土木・電気工事	244,438	189,154	195,000
O15運搬・清掃・包装・選別等	137,070	137,070	166,667

11月末有効求職者

